

入 札 説 明 書

令和 7 年旭川市告示第 336 号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 6 月 6 日

2 契約担当部局

〒 0 7 0 - 8 5 2 5 旭川市 7 条通 1 0 丁目 旭川市第二庁舎 5 階

旭川市総務部契約課物品担当

電話 0 1 6 6 - 2 5 - 5 7 3 6

FAX 0 1 6 6 - 2 6 - 1 3 2 3

3 入札に付する事項

(1) 入札件名 灯油（大口）の購入

(2) 規 格 J I S 1 号

(3) 予定数量 仕様書のとおり

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 契約期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

(6) 契約方法 単価契約とする。なお、契約期間中に市場価格に変動があった場合は、変更基準により契約単価を変更するものとする（変更基準については、13 を参照すること。）。

(7) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における営業種目 1 5 4 0（石油燃料）の入札参加資格を有し、地域区分 5 1 の市内の者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的

関係については 14(3)を参照。)。

5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申請書（様式第 8 2 号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

- (1) 提出書類 申請書
- (2) 提出期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）から令和 7 年 6 月 1 9 日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分（最終日は正午）まで
- (3) 提出場所 2 に同じ。
- (4) 提出方法 持参又はファクシミリによること（郵送による提出は認めない。）。
なお、ファクシミリによる提出の場合は、事前に電話連絡すること。
- (5) 提出確認 申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。
- (6) その他
 - ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 市長は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書は返却しない。
 - エ 申請者が入札に参加しなくなった場合は、入札辞退届（様式第 6 9 号）を提出すること。

6 仕様書の質問等

- (1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式第 8 6 号）
 - イ 提出期間 令和 7 年 6 月 1 9 日（木）までの休日を除く、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで
 - ウ 提出場所 2 に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するほか、旭川市ホームページにおいて公表する。
 - ア 閲覧期間 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）までの休日を除く、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで
 - イ 閲覧場所 2 に同じ。

7 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時 令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午前 9 時 1 5 分
- (2) 開札の場所 旭川市 7 条通 1 0 丁目 旭川市第二庁舎 5 階 契約課入札室
- (3) 開札の方法
開札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
- (4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市物品購入等の競争入札（持参又は郵送提出）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日は入札執行予定時刻までに2まで申し込むこと。

なお、開札の会場の都合により他の入札を合わせて傍聴人は10名までとする。

(5) 入札書の提出方法

事前に持参又は郵送によること（ファクシミリによる提出は認めない。）。

ア 持参する場合

氏名（法人の場合はその名称又は商号）、件名を表記した封筒に入れ、2まで持参すること。

イ 郵送の場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）はアのとおり作成すること。外封筒には開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）（以下「入札心得」という。）を承知すること。

(6) 入札書の提出期限

令和7年6月6日（金）から令和7年6月20日（金）までとし、持参する場合は休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。

8 入札参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の確認は、開札時に予定価格の制限の範囲内の最低価格入札者に対して行い、その者に入札参加資格がある場合、その者を落札者として決定する。確認の結果、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めたときは、次に低い価格の入札者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本号の手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(2) 開札時に入札参加資格がないと認めた者には、令和7年6月24日（火）までに一般競争入札参加資格不適格通知書をファクシミリにより通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年6月26日（木）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参によること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。

(4) 市長は、(3)の説明を求められたときは、令和7年6月30日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得において示した無効入札に該当する入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成 要する。
- (4) 契約条項 契約書（案）のとおり
- (5) 支払条件 毎月後払いとする。
請求金額について、各施設における1か月の総量に契約単価（消費税等を含む。）を乗じた額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てることとする。
- (6) 違約金 落札者が契約を締結しない場合、3(7)に定める落札価格に予定数量を乗じた金額の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付するものとする。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。

なお、1回目が不調の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、7(5)の方法で入札書を提出すること。

13 変更基準

契約単価の変更は、次のとおり行うものとする。

(1) 定義

ア 調査基準日

各月の11日から17日（17日が祝日の場合は18日）までの間において、資源エネルギー庁が週次調査を行う日

イ 調査価格

調査基準日における、資源エネルギー庁が公表している北海道局の配達灯油の週次価格（18リットル当たりの消費税等を含む価格）

(2) 変更基準

ア 契約期間の第1月においては、当該月の調査価格と入札を実施する週の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

イ 契約期間の第2月及び第3月においては、当該月の調査価格と前月の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

(3) (2)に基づく変更後の契約単価は、次の計算式による。

ア (2)アの場合

・当該月の調査価格 － 入札実施日の属する週の調査価格 ＝ 価格差 …… A

・ A × 1/18 × 100/110 ＝ 消費税等を除く1リットル当たりの価格差 …… B

・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 …… C

・ C × 110/100 ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 …… D

イ (2)イの場合

- ・ 当該月の調査価格 － 前月の調査価格 ＝ 価格差 …… A
- ・ $A \times 1/18 \times 100/110$ ＝ 消費税等を除く 1 リットル当たりの価格差 …… B
- ・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 …… C
- ・ $C \times 110/100$ ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 …… D

- (4) 消費税等を除く価格については小数点第 1 位までとし、第 2 位以下は切り捨てる。また、消費税等を含む価格については小数点第 3 位までとする。
- (5) 前各項の規定にかかわらず、税制改正等当初予測できない特別の事情が発生し、(1)から(4)までに定める基準によりがたい場合は、両者協議の上、決定する。

14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 4(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (ア) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合

- (4) その他、入札に関しての問合せ先
2 に同じ。